

2022 年 3 月 22 日

経済安全保障法案の概要

中川 淳司 / 松本 拓 / 武士俣 隆介 / 後藤 大智

1. はじめに

米中の貿易紛争に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアによるウクライナ侵攻等を受け、各国で経済安全保障に対する関心が一層高まっている。このような状況の中で、わが国では、2022 年 2 月 25 日に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」、いわゆる経済安全保障法案（以下「経済安保法案」）が閣議決定され、同日付で本通常国会に提出された。同法案は今国会で成立が見込まれる。

そもそも経済安全保障とは、安全保障（＝国家・国民の安全）の確保のための経済施策と考えられている¹。経済安保法案は、以下の 4 つの柱から成り立っており、2021 年 11 月下旬に発足した経済安全保障法制に関する有識者会議（以下「有識者会議」）では 4 つの柱それぞれが、昨今の安全保障をめぐる国際事情に対応するための経済施策と位置付けられた²。

I. 重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化

- 産業基盤のデジタル化・医療の高度化による半導体、医薬品等の供給逼迫時の影響の甚大化
- 新興国の成長、グローバルバリューチェーンの深化による、重要物資の供給逼迫時におけるわが国の供給確保能力の相対的低下

II. 基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保

- インフラの IT 化、複雑化によるサイバー攻撃等による脅威・影響の顕在化

¹ 経済安保法案の理由では以下のとおり述べられている。

「国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関し行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度ならびに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

² 経済安全保障をとりまく国際状況については、有識者会議資料において事例を踏まえ詳しく論じられている。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/index.html

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai1/siryou3.pdf

III. 官民で先端的な重要技術を育成・支援する仕組み

- 国家、国民への攻撃手段の高度化・多角化に伴う、各国の先端技術の研究開発の過熱

IV. 特許出願の非公開化等による機微な発明の流出防止

- 各国の安全保障上の機微情報に関する流出防止対策の強化の動き

以下では、上記の4つの柱のそれぞれにつき、経済安保法案の概要を解説する。なお、本稿は2022年2月25日閣議決定時点での経済安保法案および政府関係資料をもとに作成されており、今後制度の内容に追加・変更が生じる可能性がある点にご留意されたい³⁴。

2. サプライチェーンの強靱化

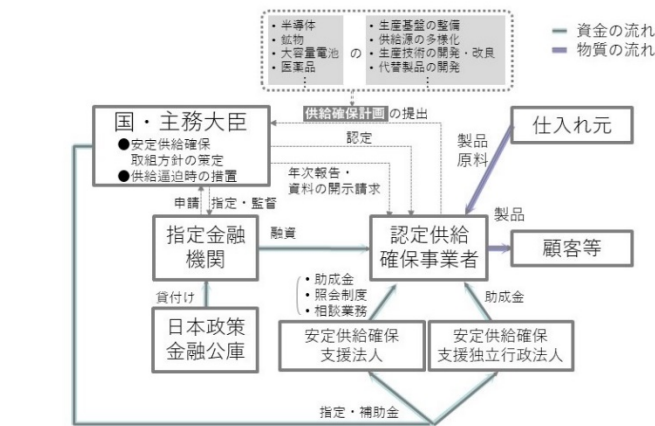
2.1 制度の概要

国民生活やわが国の経済にとって不可欠な物資の安定供給を図るために、これから国が策定する基本方針に沿って、①対象となる物資の指定、②対象物資の安定供給に資する計画を実施する民間事業者への公的支援、③国による安定供給確保措置等が実施される。

✓ 特に影響の大きい業種／事業者

- 特定重要物資(下記2.2参照)の供給に携わる事業者
- 上記iの事業者から特定重要物資の供給を受ける事業者
- 金融機関

図①：特定重要物資等のサプライチェーン強靱化の概要



³ 具体的には、今回審議を経た経済安保法案の修正、政令・ガイドライン等による制度詳細の規定、パブリックコメントを通した当局見解の開示等が考えられ今後も注視が必要となる。

⁴ 2022年3月11日、国民民主党より「総合的経済安全保障施策推進法案」(以下「国民民主党法案」)が参議院へ提出された。

国民民主党法案は、経済安保法案と比較して、食料の安定供給確保、セキュリティクリアランスの導入および人権に配慮した経済環境の整備等の内容を含む点で特色を有する。このうちセキュリティクリアランス、人権に配慮した経済環境の整備等については、有識者会議提言に対する2022年2月9日付経済団体連合会意見(以下「経団連意見」)の中でも言及されている。本稿では紙幅の都合上、国民民主党法案の解説は割愛しているが、今後の議論の方向性を把握する上では注目することが望ましいと言える。

国民民主党法案：https://new-kokumin.jp/news/policy/2022_0311_3

経団連意見：<https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/015.html>

2.2 特定重要物資等(制度の対象となる物資)

特定重要物資等は、経済安全保障の要請(上記 1.2 参照)上安定供給の確保が必要となる物資およびその原材料等が、経済安保法案成立後政令で指定される。特定重要物資等には、物理的な物品のほかに「プログラム」も指定することができる。第二回有識者会議資料⁵によれば、以下の物資等が特定重要物資等として想定されている。

- 半導体
- レアアースを含む重要鉱物
- 大容量電池
- 医薬品

2.3 民間事業者への公的支援

認定供給確保事業者(下記 2.4.1 参照)への公的支援の主な枠組みは以下のとおりである。

- i. 国からの補助金による基金を有する法人⁶からの助成金交付・利子補給金の提供・必要な情報の照会制度、や相談業務を通じた支援
- ii. 日本政策金融公庫より貸付けを受けた指定金融機関(下記 2.4.2 参照)からの事業資金の融資

2.4 制度の対象となる民間事業者

2.4.1 認定供給確保事業者

認定供給確保事業者とは、特定重要物資等の安定供給確保のための取組みに関する計画を主務大臣に提出し認定を受けた者をいい、少なくとも経済安保法案の文言上、計画の提出が可能な事業者には外資規制その他の制限はないように見受けられる。

経済安保法案の作成にあたり有識者会議により作成された提言⁷(以下「提言」)によれば、以下のような幅広い活動について支援の対象とすることが想定されている。

- 国内生産基盤の整備
- 供給源の多様化
- 備蓄
- 生産技術の開発・改良
- 代替製品の開発
- リサイクルの推進

計画の認定は、特定重要物資等の指定後に主務大臣により策定される供給確保取組方針に則って行われる。

認定供給確保事業者は、認定を受けた計画が実施できない場合、認定取消しを受ける可能性はあるものの、

⁵ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai2/siryou1.pdf

⁶ 安定供給確保支援法人および安定供給確保支援独立行政法人(照会制度や相談業務は安定供給確保支援法人のみ実施)

⁷ 2022 年 2 月 1 日 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障法制に関する提言」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai4/teigen.pdf

罰則・命令等を通して計画の実施を強制する枠組みは現時点では想定されていないようである。また、認定供給確保事業者は、毎年度計画の実施状況の報告を行う義務を負うほか、主務大臣からの求めに応じて計画の実施状況に関して報告し必要な資料を提出する義務を負う⁸。

2.4.2 指定金融機関

指定金融機関とは、日本政策金融公庫より貸付けを受け認定供給確保事業者への支援業務を適切かつ確実に行うことができるものとして、指定を受けた金融機関である。主務大臣は、当該支援業務に関し、指定金融機関に対して命令権限を有する。

2.5 国による安定供給確保措置

認定供給確保事業者への支援の枠組みでは特定重要物資等の確保が困難である場合には、主務大臣は当該特定重要物資等の備蓄その他必要な措置⁹を講ずることができる。当該措置に関連して、認定供給確保事業者に対する強制力をもった措置は明示的には規定されていない。

2.6 その他

主務大臣は、サプライチェーンの強靱化に係る一連の制度の施行に必要な範囲で関連する事業者に対し報告または資料の提出を求めることができ、事業者は当該求めに応じる努力義務を負う。これには、認定供給確保事業者や指定金融機関以外の者が含まれるため、広範な事業者が報告等の対象となる可能性がある。

制度の施行時期は公布後 9 カ月以内とされている。

3. 基幹インフラの安全性・信頼性の確保

3.1 制度の概要

基幹インフラ内の重要設備に対して、外部からハッキング等の妨害行為が行われることを防止するために、基幹インフラへの重要設備の導入・重要設備の維持管理等の委託について事前審査制度が導入される。

✓ 特に影響の大きい業種／事業者

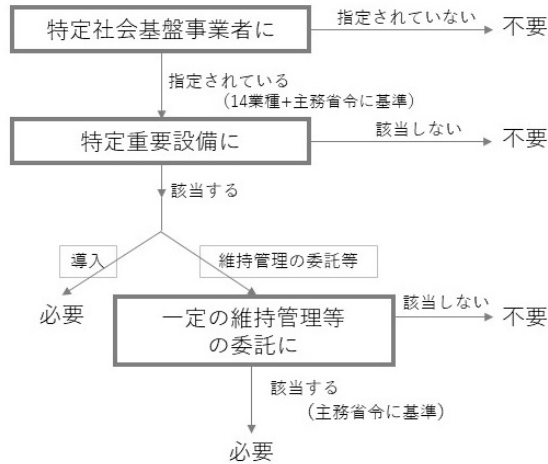
- i. 基幹インフラを運営する企業(下記 3.3 参照)
- ii. 上記 i に特定重要設備(下記 3.4 参照)を提供する企業やこの企業に部品等を提供する企業
- iii. 委託を受け上記 i の保有する特定重要設備を管理・維持する企業

⁸ 従わない場合には罰金の制裁が規定されている。

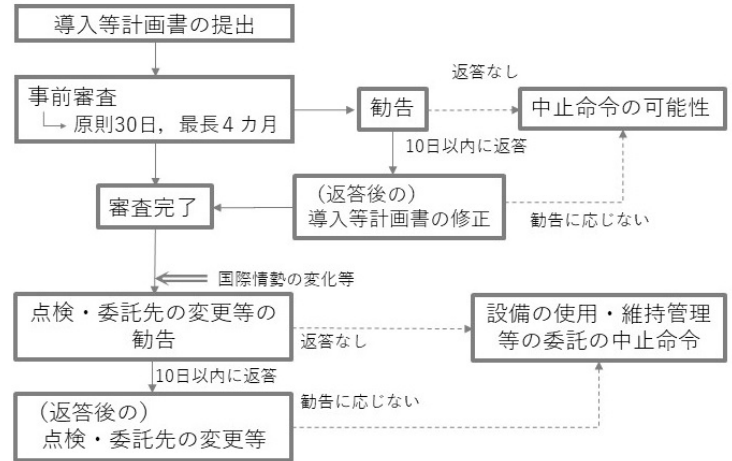
⁹ 提言によれば、備蓄の他、海外からの調達、使用節減の呼びかけ、委託生産等が想定されている。

3.2 事前審査制度の枠組み

図②：導入等計画書提出の要否



図③：導入等計画書の審査手続



3.2.1 導入等計画書の提出・審査

特定社会基盤事業者(下記 3.3 参照)が、特定重要設備(下記 3.4 参照)について(i)導入、(ii)維持管理等の委託¹⁰を行う場合には、導入等計画書を主務大臣に提出し、事前審査を受ける必要がある。

審査期間は、原則 30 日間、最長 4 カ月まで延長可能であり、外為法上の対内直接投資等の事前審査と類似の制度設計となっている。審査が完了するまで導入および維持管理用の委託を行うことはできない。

審査の結果、是正の必要が認められる場合、主務大臣は、特定社会基盤事業者に対して是正勧告を行うことができ、特定社会基盤事業者は 10 日以内に勧告に応じるか否かの返答を行う必要がある。正当な理由なく勧告に応じない場合には主務大臣は中止の命令をすることができ、当該命令に応じない場合には罰則が規定されている。

3.2.2 事後的な勧告および命令

導入等計画書の審査を経て導入または維持管理等の委託が実施された特定重要設備であっても、国際情勢の変化その他の事情の変更により、これらが妨害行為の手段として使用される危険性が大きいと認められる場合には、主務大臣は、3.2.1 と同様に勧告、命令措置をとることができる¹¹。

具体的には、(i)当該特定重要設備の検査または点検、委託の相手方の変更その他の必要な措置をとるべきことの勧告、(ii)正当な理由なく勧告に応じない場合には主務大臣は設備の当該特定重要設備の使用、維持管

¹⁰ 維持管理等の委託への該当の有無は、基幹インフラの安定供給における重要性や外部からの妨害に用いられる危険性等を考慮した主務省令に定める基準により判断される。

¹¹ 現時点では、経済安保法案の文言上は、届出の対象となった重要設備等のみに適用があるように読めるが、経済安保法案の施行前(経過措置期間経過前)に導入または委託を行った重要設備等についても適用される場合には影響が大きいので、そのような解釈・運用等がされないか注視が必要となる。

理等の委託を中止することの命令が可能であり、この命令に応じない場合には罰則が規定されている。10 日以内に勧告に応じるかどうかの返答を行う必要がある点も 3.2.1 と同様である。

3.3 特定社会基盤事業者(対象となる基幹インフラ事業者)

特定社会基盤事業者は、以下の両条件に該当する事業者を主務大臣が指定する。

- i. 下表の 14 事業のいずれかに該当する者
- ii. (i)使用する特定重要設備の機能が停止・低下した場合に、(ii)役務の安定的な提供に支障が生じ、(iii)国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして、主務省令に定める基準に該当する者

表：基幹インフラ14業種一覧

1.	電気事業	2.	ガス事業	3.	石油精製業及び 石油ガス 輸入業	4.	水道事業 及び 水道用水 供給事業	5.	第一種 鉄道事業
6.	一般貨物 自動車 運送事業	7.	貨物定期 航路事業及び 一定の 不定期 航路事業	8.	国際航空運送事 業及び国内定期 航空運送事業	9.	空港設置・ 管理事業及び 空港に係る 公共施設等 運営事業	10.	電気通信 事業
11.	基幹放送を 行う 放送事業	12.	郵便事業	13.	保険業、 第一種金融 商品取引業 その他 一定の金融に 係る事業	14.	包括信用購入 あっせんの 業務を行う 事業		

3.4 特定重要設備(対象となる設備)

特定重要設備は、事業者の役務の安定的提供における重要性や外部からの妨害に用いられる危険性を考慮して主務省令に定められる基準に該当する設備が該当します。設備の範囲には、機器、装置のほかにプログラムも含まれる。

3.5 その他

3.5.1 調査権限

主務大臣は、特定社会基盤事業者の指定のために必要な範囲で上表の事業を営む者に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

また、主務大臣は、特定社会基盤事業者に対する審査、勧告等の実施のために必要な範囲で、特定社会基盤事業者に対し、報告または資料の提出、ならびに立入検査を行うことができる。

3.5.2 経過措置

以下の行為については導入等計画書の提出義務が免除される。

- i. 特定社会基盤事業者指定されてから 6 カ月間になされた、当該社会基盤事業者の行為
- ii. 省令の改正等があり新たに特定重要設備に該当するようになってから 6 カ月間になされた、当該特定重要設備に係る行為
- iii. 省令の改正等があり新たに維持管理等の委託に該当するようになってから 6 カ月間になされた、当該維持管理等の委託に係る行為

3.5.3 施行時期

本制度の施行時期は、特定社会基盤事業者の指定につき公布から 1 年 6 カ月以内、審査制度(勧告、命令を含む。)につき公布から 1 年 9 カ月以内とされている。

4. 官民技術協力

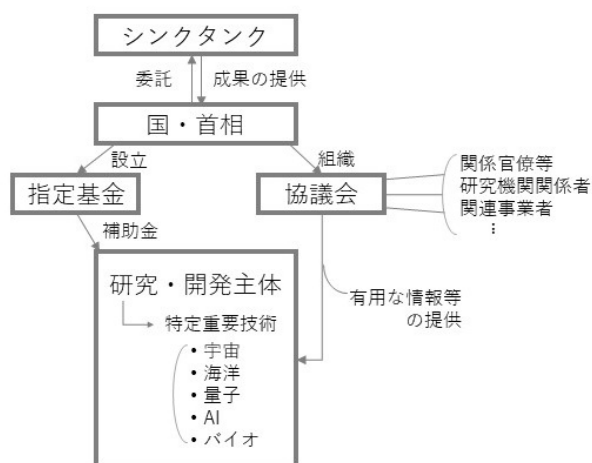
4.1 制度の概要

国民生活、経済活動の安定の観点から重要となる先端的技术について、国からの支援および官民の協働の枠組みが導入される。提言によれば、特定重要技術(下記 4.3 参照)として、具体的には、宇宙・海洋・量子・AI・バイオ等の分野が想定されていることがうかがわれる。

✓ 特に影響の大きい業種／事業者

- i. 特定重要技術に関する研究開発を行う企業、研究機関
- ii. 特定重要技術に関して知見を有する調査機関

図④：特定重要技術の官民技術協力の概要



4.2 特定重要技術(制度の対象となる技術)

特定重要技術は、以下のいずれにも該当する技術をいう。

- i. 国民生活、経済活動の維持の観点から将来重要になり得る先端的技术

- ii. 当該技術に係る研究成果の外部による不当利用や、当該技術を用いた物資、役務の供給が不安定化することにより国家および国民の安全を損なうおそれがある技術

4.3 指定基金の設立

内閣総理大臣は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(科技イノベ活性化法)に基づく基金のうち、特定重要技術の研究開発の促進およびその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定し、補助金を交付することができる。

4.4 協議会の組織

国は、国の資金により行われる研究開発等につき、特定重要技術の促進および適切な活用を図るために研究者および所管大臣等による協議会を組織することができる。

協議会は主に以下の検討等を行う。

- i. 特定重要技術の研究開発に有用な情報¹²の収集・分析
- ii. 特定重要技術の研究開発の効果的な促進の方策に関する検討
- iii. 特定重要技術の研究開発の成果の取扱いに関する検討
- iv. 特定重要技術に関する情報の適正な管理に関する検討

4.5 シンクタンクへの委託

内閣総理大臣による特定重要技術の研究開発の促進およびその成果の適切な活用を図るために必要な調査研究も導入される。

そこで、内閣総理大臣は当該調査研究の一部または全部を、一定の能力を有する機関に委託することができ、関係行政機関の長は、当該委託先の求めに応じて調査研究のために必要な情報および資料を提供することができる。

4.6 その他

本制度の施行時期は公布後 9 カ月以内とされている。

5. 特許出願の非公開化

5.1 制度の概要

公にすることにより、国民の安全を損なうおそれの大きい発明に係る特許出願につき、特許手続を通して当該発明に係る情報が流出することを防止するために、①出願公開の留保、②情報保全措置を講じる制度が導入される。

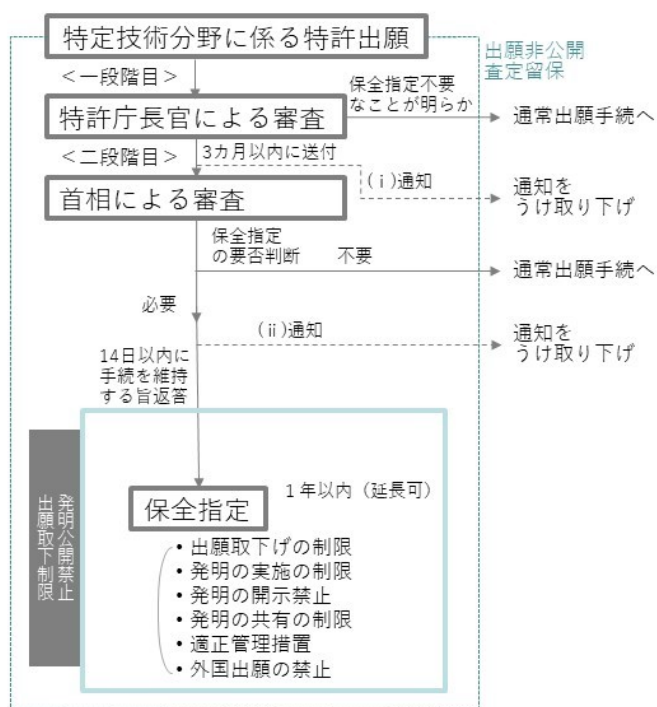
¹² 提言によれば、具体的な社会実装のイメージ、政府が実施してきた研究の成果、サンプリングデータ、サイバーセキュリティのインシデント・脆弱性情報、非公開とされた契約情報、国民の安全・安心に係る政府機関の態勢に係る情報等が想定されている。

- ✓ 特に影響の大きい業種／事業者
- i. 核技術、武器開発に係る技術につき研究を行う企業
 - ii. 上記 i の企業から情報提供を受け、またはライセンスを受ける企業

5.2 手続の流れ

ある発明について、発明に関する情報の流出を防ぐための保全指定(下記 5.3 参照)を行うべきか否かを判断するために二段階の審査プロセスが導入される。

図⑤：特定技術分野に係る特許出願手続の概要



✓ 審査プロセス

(1) 一段階目

公にすることにより国家および国民の安全を損なう事態が生じるおそれのある発明が含まれる可能性が高い類型の技術分野¹³(以下「特定技術分野」)として、政令に列挙された内容に該当するか否かを定型的に判断し、該当するものは原則第二段階へ送られる。3 ヶ月以内に第二段階への送付の要否の判断が行われる。

(2) 二段階目

国の機関、外部の専門家の協力の下、公にされた場合の国家および国民の安全に対する脅威と、発明を非公開とすることによる産業の発達に及ぼす影響等を考慮し、保全指定の要否が判断される¹⁴。

¹³ 提言によれば、核技術、武器開発に係る技術の中から絞り込まれることがうかがわれる。

¹⁴ 提言によれば、核兵器開発や武器にのみ用いられるシングルユース技術を基本として保全指定すべきであり、兵器以外の用途

✓ 手続の非公開・出願者への通知等

第一段階の審査が開始され、手続が終了するかまたは保全指定が終了するまでの期間は、出願公開および特許査定は留保される。

出願が(i)第二段階へ送付された場合および(ii)第二段階で保全指定を行うことが相当と判断され保全指定が行われる前、には出願者へ通知が行われる。

(ii)の通知を受けた出願者は、14 日以内に出願を維持するか否かを判断し(保全指定がなされると取下げが制限される。)、維持する場合には、発明に関する情報管理状況に関する資料等を開示する必要がある。また、出願を維持する場合には、保全指定の期間満了または保全指定しない旨の通知を受けるまでは発明の内容の公開が禁止される。

✓ 保全指定

上記の手続を経て、内閣総理大臣が(i)保全指定の必要性および(ii)保全指定した場合の産業の発達に対する悪影響を踏まえ、保全指定を行うことが適切であると認めたものについては、保全指定が行われる。

5.3 保全指定の効果

保全指定がなされた場合、出願人には以下の制限が生じます。以下に違反があった場合には罰則が定められているものもある。

- 特許出願取下げの制限
- 許可を受けていない者の当該発明の実施の制限
- 当該発明の開示禁止
- 他の事業者との発明の共有の承認制
- 当該発明の適正管理義務
- 外国への出願の禁止

保全指定の期間は1年以内ですが、期間満了後も保全指定の延長の要否が検討され、必要と判断された場合には、1年を超えない範囲での延長の可能性がある。

5.4 外国出願の禁止

日本でなされた特定技術分野に属する発明は、原則外国での出願が禁止され、違反の場合には罰則が定められる。

特定技術分野に属する可能性がある発明を外国出願しようとする者は、外国出願禁止への該当性の有無につき事前に確認を求めることができる。

を有するデュアルユース技術の保全指定は限定的であるべきとの考え方がうかがわれる。

5.5 その他

5.5.1 補償

保全指定を受けたことにより損失を受けた者は、国より通常生ずべき損失の補償を受けることができる。

5.5.2 経過措置

施行時に係属している出願について本制度は適用されない。また、政令が改正され新たに特定技術分野に含まれた技術につき既に係属中の出願については本制度は適用されない。

5.5.3 施行時期

本制度の施行時期は、公布から 2 年以内とされている。

6. おわりに

本稿では、国内外で注目されている経済安保法案について解説した。経済安保法案以前にも、輸出管理や対内直接投資規制等、経済安全保障に関わる国の規制は存在した。それらは、機微技術や安全保障上重要な産業部門等、比較的限定的な対象に向けられていた。これに対して、経済安保法案が対象とする産業・技術分野は広範囲にわたり、法律が成立した場合、事業活動に大きな影響が及ぶ。

まずは、自社の事業活動が経済安保法案の適用対象に当たるかどうかを見極め、該当する場合には、経済安保法案が規定する所定の手続をとるかどうかを検討する必要がある。第 1 の柱では、特定物資等の供給者である事業者は、安定供給確保計画を策定し、認定を得て支援措置を受けることができる。第 2 の柱では、基幹インフラの事業者は、設備の導入、維持管理等の委託に当たり、計画書を提出して事前審査を受けることが必要となる。第 3 の柱では、特定重要技術の研究開発に取り組む事業者に対して、指定基金からの補助金が得られる可能性がある。第 4 の柱では、安全保障に関わる特定の技術(核技術、武器技術)の開発に携わる事業者に対して、特許出願の非公開が求められることになる。

第 2、第 4 の柱では、法令遵守の観点からの「守り」の対応が求められる。これに対して、第 1、第 3 の柱では、経済安保法案が提供する新たな支援を活用する「攻め」の対応を検討することが求められる。いずれの場合も高次の経営判断が必要となる。法律が制定されてから 6 カ月ないし 2 年のうちに適用が予定されている。その間に制度の詳細を分析し、適切な対処方針を固めることが必要である。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 中川 淳司(junji.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 松本 拓(taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 武士俣 隆介(ryusuke.bushimata@amt-law.com)
弁護士 後藤 大智(daichi.goto@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com